

地区説明会 質疑応答 【指定ごみ袋関係】

No.	質問・意見	回答・見解
1	指定ごみ袋に入れないと今後は収集されないのでしょうか。	令和9年4月1日から集積所に出される燃えるごみは指定ごみ袋以外の袋で出された場合、収集は行いません。
2	令和9年4月から指定ごみ袋制度が始まるということですが、今、使用しているごみ袋は使用できなくなってしまうのでしょうか。	令和9年4月から、指定ごみ袋のご使用対象はご家庭から出る「燃えるごみ」のみに限定されます。現在お使いの半透明のごみ袋は、カン類やビン類などのごみに引き続きご使用ください。
3	指定ごみ袋に個人名は記載するのでしょうか。	指定ごみ袋に個人名の記載は不要です。
4	指定ごみ袋の開始は令和9年4月からで、令和8年度は今の透明、半透明な袋と指定ごみ袋のどの袋でもごみを出して良いということでしょうか。	令和8年度は、今の透明・半透明な袋をご使用できます。なお、指定ごみ袋の販売は令和9年2月から開始します。令和8年度の令和9年2月から3月31日までの2ヶ月間は移行期間として、透明、半透明なごみ袋と指定ごみ袋のどの袋を使ってもごみを出すことができます。
5	指定ごみ袋の販売はいつからになるのでしょうか。	指定ごみ袋については制度開始の2ヶ月程度前の令和9年2月頃から登録販売店で販売を開始する予定です。
6	指定ごみ袋を開始することにより、市の収入は増えるのでしょうか。	指定ごみ袋の製造・保管・配送などにかかる費用を袋の単価に上乗せしているだけなので、市の収入はありません。
7	指定ごみ袋制度の開始にあたり、袋をまとめてたくさん買う人がいるなど、在庫が足りなくなるということはないのでしょうか。	指定ごみ袋の製造については、令和8年度早々に請負事業者を決定し、登録販売店の販売が開始される令和9年2月には上野原市で年間想定される利用枚数の半年分を製造する予定です。在庫が足りなくなるということは想定していません。
8	指定ごみ袋の金額については、どの店舗で購入しても同じ価格となるのでしょうか。	市としては、販売店に希望小売価格を伝え、どの店舗も同額となるようご協力いただくことを想定しています。
9	指定ごみ袋を販売する店舗の募集は既に始まっているのでしょうか。また、販売店舗は上野原市内だけが対象なのでしょうか。	販売店の募集は令和8年9月頃を予定しています。なお、販売店の対象は市内だけでなく、富士東部地域を対象としています。
10	指定ごみ袋を買うために移動手段がない方はどうなるのでしょうか。配達なども検討する必要があるのではないのでしょうか。	現状ごみ出しをしている人は、何かしらの方法でごみ袋を購入できていると考えられますが、利便性を向上するため、農協などの地域密着の団体が指定ごみ袋の登録販売店として扱っていただけるような登録販売店を増やす取り組みを検討していきます。
11	指定ごみ袋を使用した際に中のごみがはみ出た場合、回収されるのでしょうか。	多少、はみ出しあった状況であれば回収しますが、袋が大幅に裂けてしまい、ごみの大部分がむき出しになってしまっているような状況であれば、小分けにして指定ごみ袋に入れてお出しください。
12	指定ごみ袋の大きさは、20リットルと45リットルの2種類だけなのでしょうか。	今回は20リットルと45リットルの大きさで指定ごみ袋制度はスタートします。事業を進めていく中で販売枚数等を把握し、ごみ袋の大きさの種類を増やすなどの対応を考えています。
13	指定ごみ袋のメリットとして減量化や分別促進があることは理解しましたが、不法投棄や野焼きが増えるなどデメリットは検討したのでしょうか。	指定ごみ袋を開始したことに伴うデメリットは、各自治体の実施状況を参考にして把握しています。市民の皆様が危惧する事象については、担当部署との連携を強化し、注意喚起などの周知を広報等を通じて発信していきます。
14	定期清掃や道路愛護活動などの公的な活動で出たごみの取り扱いはどうなりますか。	道路愛護などのボランティア活動の際には、市から半透明のごみ袋が提供されていることと思います。その提供に際しては、例えばボランティアシールを合わせて配布し、そのシールを貼ったごみ袋を集積所に出していただければ収集するという方針で検討を進めています。
15	布団や庭木などの袋に入れずに燃えるごみの日に収集されていた品目の取り扱いは、指定ごみ袋の導入後どうなるのでしょうか。	現在は布団や庭木などのごみも指定ごみ袋に入れて出していただくことを想定していますが、この件に関しては他の地区説明会でご意見をいただいているため、ごみ出しの方法を再検討し、決定した際には市民の皆様に改めて周知していきます。
16	農作物の残渣はまとめて出したいが、指定ごみ袋に入れなくても出せるような決まりを作るなどの検討をしてほしい。	農作物の残渣については、指定ごみ袋を使用せずに出せるようなことの検討は必要と考えていますが、指定ごみ袋を使用せずに出せるようにした場合、関係ないごみも混ぜて出されることが懸念されるため、公平性を維持しつつ指定ごみ袋を使用せずにごみ出しができる方法を検討していきます。
17	農作業をするにあたり、肥料の袋などに落ち葉や農作業用のビニールシート(マルチ)などに入れて出していましたが、指定ごみ袋制度の開始後はどうなるのでしょうか。	中身が見えない袋を使用してごみを出すことは回収不可の対象となりますのでご遠慮ください。また、農作業用ビニールシート(マルチ)は有料の粗大ごみなので、燃えるごみの日には出さずに粗大ごみとして取り扱ってください。

地区説明会 質疑応答 【指定ごみ袋関係】

No.	質問・意見	回答・見解
18	指定ごみ袋に入れずに出した場合は、ごみ袋が回収されないということですが、他の地区や市外者が出したごみは集積所に置いたままになると思われますが、そのような場合の対応は市としてどのように考えていますか。	現在、集積所の管理は地区や利用者の皆様にお願いしております、今後も引き続き管理のご協力をお願いいたします。なお、集積所に回収対象外のごみを出されたり、不法投棄が行われた場合は、生活環境担当へご連絡ください。内容を確認のうえ、不法投棄として適切に対応します。また、市としましても周知や啓発に努め、皆様のご協力を得ながら対策を進めていきます。
19	指定ごみ袋を導入することにより、ごみ出しを渋り、家にため込んでしまう人が出てくることも想定されますが、市としてどのように考えているのでしょうか。	市では、既に分別収集を行っている紙類のごみ、白色トレイ、ペットボトルの分別をさらに徹底することで、指定ごみ袋の使用枚数を抑制できると考えています。併せて、拠点回収とはなりますが、新たにプラスチック製容器包装を回収品目に加えることで、抑制効果を一層高める方針です。
20	クリーンセンターにごみを持込む場合も指定ごみ袋を使用しなければならないでしょうか。	クリーンセンターに燃えるごみを持込む場合は現在と変わらず、指定袋を使用しなくとも受け入れします。集積所に出す時に指定ごみ袋を使用してください。
21	指定ごみ袋を使用しなかったり、指定ごみ袋に入れてあるが分別せず集積所に出した場合に収集はどうなるのでしょうか。	指定ごみ袋を使用しなかった場合は、未回収のお知らせのシールを貼るなどの対応を予定しております。また、指定ごみ袋を使用した燃えるごみの中にカン類などの燃えないごみが混ざっている場合は、回収は行わず未回収のお知らせのシールを貼る現在と同じ対応とすることを予定しています。
22	コンビニなどの袋に入れてまとめた燃えるごみは、袋にまとめた状態でそのまま指定ごみ袋に入れて出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	カン類やビン類のごみを出す時に自宅の容器に入れて出していますが、指定ごみ袋制度の開始後は、指定ごみ袋を使用しなければならないのでしょうか。	指定ごみ袋の対象はご家庭の燃えるごみのみなので、カン類やビン類のごみ出しの時に指定ごみ袋を使用する必要はありません。また、ご自宅の容器に入れてカン類やビン類のごみを出されていることについては、容器を誤って持つて行ってしまうという原因になってしまっていますので、市としては透明・半透明の袋で出すことを推奨しています。
24	令和9年4月からはペットボトルのごみなども指定ごみ袋に入れてごみ出しをしなければならないのでしょうか。	令和9年4月から始まる指定ごみ袋の対象は、ご家庭の燃えるごみのみです。その他のごみは今までどおり、透明・半透明の袋を使用してごみ出しをすることが可能です。
25	分別可能なごみが燃えるごみとして指定ごみ袋に入れて出された場合どうなるでしょうか。	現在の方針としては、指定ごみ袋の中に燃えるごみにリサイクルできるごみ(ペットボトルや雑がみなど)が入っていた場合は、燃えるごみとして収集します。しかし、市としても分別の徹底をお願いする中で、燃えるごみの中にリサイクルできるごみが混ざってしまっていることは課題として捉えていますので、分別できていない燃えるごみの収集を行わないなどの対応は、今後の減量や分別の状況を考慮した上で検討を進めています。
26	指定ごみ袋制度の開始に伴い発生する課題は、都市部と山間部のような地域で異なり、山間部では不法投棄の増加などが課題になることが考えられますので、各地域の各課題に対しての細かな対応の実施をお願いします。	ご意見ありがとうございます。地域によって生じる異なる課題については、課題の状況を把握した上で対応を検討していきます。
27	県外の自治体の中で、指定ごみ袋の制度の未導入な自治体があるが未導入の理由を確認はしているのでしょうか。	未導入の理由については各自治体の状況により様々ありますが、未導入の自治体においても、ごみの減量化を目的とした指定ごみ袋制度の導入の検討は継続して行っている状況です。
28	指定ごみ袋の価格について、ごみの減量化を目的としていることと思いますので、価格の設定を小さい袋を安価に設定し、大きい袋はその分少し割高にするなどして、各家庭でごみの減量化を実施し小さいごみ袋の使用を促すような価格設定にしたらどうでしょうか。	今回の指定ごみ袋制度によるごみ袋の価格は、製造や配達業務などのコストにより決定することとしています。また、ご意見いただいたごみの減量化を目的とした小さい袋の価格を安価にして使用を促す価格設定は、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せするごみの有料化の際に検討していきます。
29	市民が多く使う燃えるごみの指定ごみ袋は、有色より無色の袋の方がコストが低くなるのではないかのでしょうか。	ご指摘どおり、有色の袋より無色の袋の方がコストは低くなります。しかし、コストの差は少額であるため、現在の透明・半透明の袋と明確に分け、容易に判断できるようにすることで、収集業務の効率化を図ります。また、近隣の自治体が使用していない色を採用することで、市外ごみとの区別を優先事項として考慮していますので、ご理解をお願いいたします。
30	指定ごみ袋の色は桃色に決定していますか。また、他の自治体では、同じ桃色でサンプルより色が濃いものを採用していて、カラスの被害がないと聞いていますが、袋の色の濃さも決定していますか。	指定ごみ袋の色は近隣の自治体の採用色を調べた上で採用されていない桃色を採用しています。また、色の濃さや印字内容については、令和8年度の委託事業者決定後に詳細を決定しますので、その際に検討事項として協議していきます。

地区説明会 質疑応答 【指定ごみ袋関係】

No.	質問・意見	回答・見解
31	令和9年4月から実施する指定ごみ袋制度について、ごみの有料化では無いという説明がありましたが、なぜ有料化では無いのでしょうか。	ごみの有料化は、指定ごみ袋の価格にごみ処理手数料を上乗せする制度となるため、袋の販売価格が高額になる傾向があります。ごみ減量化とリサイクル促進を目的としつつ、住民負担を考慮し、有料化ではない指定ごみ袋制度の導入としました。
32	今後、燃えるごみ以外のごみの種別の袋を指定ごみ袋とする予定はありますか。	現在のところ、燃えるごみ以外のごみの種別の袋を指定ごみ袋とする予定はありません。
33	指定ごみ袋を導入することでごみが減るということは本当なのでしょうか。	既に導入している他自治体の事例では、燃えるごみが約10%減少することが確認されています。また、指定ごみ袋は市販のごみ袋より単価がやや高くなるため、指定ごみ袋の導入を契機としてごみの排出抑制や資源物の分別が促進され、結果として燃えるごみのさらなる減少につながります。
34	ごみ袋の有料化の目的とはごみを減らすことが目的なのでしょうか、それとも予算の確保のためなのでしょうか。	有料化を導入する主な目的は、ごみの減量とリサイクル促進、財源確保と負担の公平化です。ただし、指定ごみ袋制度の導入や市民の皆様の努力により減量化の目標が大きく達成されれば、ごみ袋の有料化の是非について慎重に検討することとなります。
35	オムツを使用している世帯に対して指定ごみ袋の支援は検討されているのでしょうか。	オムツを使用している世帯への支援は市としても課題として捉えており、他の自治体の事例を参考にし、関係部署と協議しながら支援方法を検討していきます。
36	市内に指定ごみ袋を流通させる手段の1つとして、コンビニなどで買い物をする際に購入する1枚のレジ袋を指定ごみ袋に変えるようにすることはできないのでしょうか。	今回の指定み袋制度では、20リットルと45リットルの2種類の規格があり、コンビニのレジ袋を代用するには大きすぎます。また、袋は単体売りでは10枚1セットで販売する方針のため、制度の当初から実施することは難しいです。しかし、袋の規格については今後のニーズを確認しながら増えていくことが想定されますので、レジ袋の代用についても検討していきます。
37	今回の指定ごみ袋制度や新たな制度の導入によって、住民負担が伴うコストアップが生じると思いますが、そのコストアップやごみ袋の原価についてはどのように考えているのでしょうか。	今回の指定み袋制度は、指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せしてごみ袋を有料化するものではなく、指定ごみ袋の製造費や販売店への配達費などを含めたコスト増分として位置づけています。また、指定ごみ袋の製造等を請け負う事業者は令和8年度の入札で決定するため、入札決定後でなければ指定ごみ袋の原価は確定しません。
38	ごみの量が減っていくこととなれば、指定ごみ袋の単価が将来的に上がることも考えられると思いますが、指定ごみ袋の単価の考え方について教えてください。	指定ごみ袋の単価は、袋の製造コスト等を転嫁するため、ごみの減量化に伴い、製造に必要な袋の枚数が減少することで、単価が上がることは想定されます。制度開始後も、ごみの量や流通枚数などの推移を把握した上で、製造枚数やサイズ、素材などを調整して、ごみ袋の単価が著しく上がらないように調整を行っていきます。